

## 港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱の一部改正について

### 1 趣旨

横浜市港湾施設条例施行規則（平成 31 年 2 月横浜市規則第 6 号）の一部改正に伴い、港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱（平成 31 年 2 月港湾管一第 879 号）の一部を改正しました。

### 2 改正の概要

別添「新旧対照表」のとおり

### 3 施行日

令和 5 年 3 月 1 日

## 要綱（現行）

港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱（平成31年2月港湾管一第879号）

（第1条省略）

第2章 許可申請等

（申請書）

第2条 規則で定める港湾施設の使用許可等の手続に係る申請書は、次のとおりとする。

（第1号から第5号まで省略）

(6) 規則第17条第3項に規定する申請書

ア 使用料等減免申請書 第14号様式

イ 入港料・岸壁使用料・自走式渡船橋使用料 減免申請書 第15号様式

ウ 許可事項等変更申請書 第8号様式

(7) 規則第18条第2項及び第23条第2項で準用する同条に規定する申請書

使用料等返還申請書 第16号様式

(8) 規則第27条第1項に規定する申請書

工事承認申請書 第17号様式

(9) 規則第29条において準用する第17条第3項に規定する申請書

ア 貸付料減免申請書 第18号様式

イ 貸付料減免事項変更申請書 第19号様式

（第3条省略）

（食品等の販売に係る届出）

第4条 ふ頭内（港湾環境整備施設内を除く。）において、食品その他市長が指定する物品を移動式の設備により販売しようとする者は、市長が必要と認める書類を添えた食品等販売届出書（第20号様式）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をした者に対し、食品等販売届出済証（第21号様式）を交付するものとする。

第3章 審査基準

（審査基準）

第5条 条例に定める許可及び承認に当たっては、次に掲げる事項を基準に個別の事案ごとに審査するものとする。

(1) 条例第4条第1項の規定による許可を行うことができる場合は、同条第3項に規定する次の各号に該当しないことを基準とする。

ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。

イ 港湾施設の管理上支障があるとき。

ウ 公益を害するおそれがあるとき。

エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。

オ その他市長が必要と認めたとき。

## 要綱（改正案）

港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱（平成31年2月港湾管一第879号）

（第1条省略）

第2章 許可申請等

（申請書等）

第2条 規則で定める港湾施設の使用許可等の手続に係る申請書及び届出書は、次のとおりとする。

（第1号から第5号まで省略）

(6) 規則第15条の3第1項に規定する届出に係る届出書

旅客人数届出書 第14号様式

(7) 規則第17条第3項に規定する申請書

ア 使用料等減免申請書 第15号様式

イ 入港料・岸壁使用料・自走式渡船橋使用料 減免申請書 第16号様式

ウ 旅客受入設備使用料減免申請書 第17号様式

エ 許可事項等変更申請書 第8号様式

(8) 規則第18条第2項及び第23条第2項で準用する同条第2項に規定する申請書

ア 使用料等返還申請書 第18号様式

イ 旅客受入設備使用料返還申請書 第19号様式

(9) 規則第27条第1項に規定する申請書

工事承認申請書 第20号様式

(10) 規則第29条において準用する第17条第3項に規定する申請書

ア 貸付料減免申請書 第21号様式

イ 貸付料減免事項変更申請書 第22号様式

（第3条省略）

（食品等の販売に係る届出）

第4条 ふ頭内（港湾環境整備施設内を除く。）において、食品その他市長が指定する物品を移動式の設備により販売しようとする者は、市長が必要と認める書類を添えた食品等販売届出書（第23号様式）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をした者に対し、食品等販売届出済証（第24号様式）を交付するものとする。

第3章 審査基準

（審査基準）

第5条 条例に定める許可及び承認に当たっては、次に掲げる事項を基準に個別の事案ごとに審査するものとする。

(1) 条例第4条第1項の規定による許可を行うことができる場合は、同条第3項に規定する次のアからオまでに該当しないことを基準とする。

ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。

イ 港湾施設の管理上支障があるとき。

ウ 公益を害するおそれがあるとき。

エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。

オ その他市長が必要と認めたとき。

要綱（現行）

- (2) 条例第12条の規定による許可を行うことができる場合は、港湾施設の全部又は一部を一時的に独占して使用するときとし、条例第4条第3項に規定する次の各号に該当しないことを基準とする。
- ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
  - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
  - ウ 公益を害するおそれがあるとき。
  - エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
  - オ その他市長が必要と認めたとき。
- (3) 条例第14条第1項の規定による許可を行うことができる場合は、条例第4条第3項に規定する次の各号に該当しないことを基準とする。
- ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
  - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
  - ウ 公益を害するおそれがあるとき。
  - エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
  - オ その他市長が必要と認めたとき。
- (4) 条例第16条第1項の規定による許可を行うことができる場合は、条例第4条第3項に規定する次の各号に該当しないことを基準とする。
- ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
  - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
  - ウ 公益を害するおそれがあるとき。
  - エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
  - オ その他市長が必要と認めたとき。
- (5) 条例第19条の規定により使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）の全部又は一部を免除することができる場合は、同条及び規則第17条第1項に規定する次の各号のいずれかに該当することを基準とする。
- ア 地方公共団体その他公共的団体が公用又は公共の用に供するため使用するとき。
  - イ 災害その他使用許可、行為許可、設置等許可又は占用許可を受けた者（以下「使用者等」という。）の責めに帰すことができない事由により、当該港湾施設の全部又は一部を使用することができないとき。
  - ウ 横浜市の発展又は横浜港の振興のため必要があると認めるものとして市長が告示する事由に該当するとき。
  - エ その他市長が必要と認めたとき。
- (6) 条例第20条ただし書きの規定により使用料等の全部又は一部を返還することができる場合は、同条及び規則第18条第1項において準用する規則第17条第1項第2号に規定する次の各号のいずれかに該当することを基準とする。
- ア 災害その他使用者等の責めに帰すことができない事由により、当該港湾施設の全部又は一部を使用することができないとき。
  - イ その他市長が必要と認めたとき。
- (7) 条例第28条の規定による承認を行うことができる場合は、次の各号に該当しないことを基準とする。
- ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
  - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
  - ウ 公益を害するおそれがあるとき。

要綱（改正案）

- (2) 条例第12条の規定による許可を行うことができる場合は、港湾施設の全部又は一部を一時的に独占して使用するときとし、条例第4条第3項に規定する次のアからオまでに該当しないことを基準とする。
- ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
  - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
  - ウ 公益を害するおそれがあるとき。
  - エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
  - オ その他市長が必要と認めたとき。
- (3) 条例第14条第1項の規定による許可を行うことができる場合は、条例第4条第3項に規定する次のアからオまでに該当しないことを基準とする。
- ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
  - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
  - ウ 公益を害するおそれがあるとき。
  - エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
  - オ その他市長が必要と認めたとき。
- (4) 条例第16条第1項の規定による許可を行うことができる場合は、条例第4条第3項に規定する次のアからオまでに該当しないことを基準とする。
- ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
  - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
  - ウ 公益を害するおそれがあるとき。
  - エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
  - オ その他市長が必要と認めたとき。
- (5) 条例第19条の規定により使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）の全部又は一部を免除することができる場合は、同条及び規則第17条第1項に規定する次のアからエまでのいずれかに該当することを基準とする。
- ア 地方公共団体その他公共的団体が公用又は公共の用に供するため使用する場合
  - イ 災害その他使用許可、行為許可、設置等許可又は占用許可を受けた者（以下「使用者等」という。）の責めに帰すことができない事由により、当該港湾施設の全部又は一部を使用することができない場合
  - ウ 横浜市の発展又は横浜港の振興のため必要があると認めるものとして市長が告示する事由に該当する場合
  - エ その他市長が必要と認めた場合
- (6) 条例第20条ただし書の規定により使用料等の全部又は一部を返還することができる場合は、同条及び規則第18条第1項において準用する規則第17条第1項第2号に規定する次のア又はイのいずれかに該当することを基準とする。
- ア 災害その他使用者等の責めに帰すことができない事由により、当該港湾施設の全部又は一部を使用することができない場合
  - イ その他市長が必要と認めた場合
- (7) 条例第28条の規定による承認を行うことができる場合は、次のアからオまでに該当しないことを基準とする。
- ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
  - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
  - ウ 公益を害するおそれがあるとき。

要綱（現行）

- エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
- オ その他市長が必要と認めたとき。

（第6条省略）

（貸付料の減免）

第7条 条例第33条の規定により貸付料を減免することができる場合は、同条に規定する次の事項に該当することを基準とする。

災害その他借受者の責めに帰すことができない事由により、借受者が貸付けを受けている港湾施設の全部又は一部を使用することができないとき。

（滞納処分等）

第8条 使用者等が、規則第16条に規定する納期までに使用料等を納付しない場合における督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分については、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和31年6月横浜市条例第14号）の定めるところによる。この場合において、滞納処分についての事務は、市長が命ずる職員が行うものとし、当該職員が滞納処分を行うときは、必ず横浜市港湾施設使用料等滞納処分職員証（第22号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（第9条省略）

（様式第1号から第13号まで省略）

要綱（改正案）

- エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
- オ その他市長が必要と認めたとき。

（第6条省略）

（貸付料の減免）

第7条 条例第33条の規定により貸付料を減免することができる場合は、同条に規定する次の事項に該当することを基準とする。

災害その他借受者の責めに帰すことができない事由により、借受者が貸付けを受けている港湾施設の全部又は一部を使用することができなかった場合

（滞納処分等）

第8条 使用者等が、規則第16条に規定する納期までに使用料等を納付しない場合における督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分については、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和31年6月横浜市条例第14号）の定めるところによる。この場合において、滞納処分についての事務は、市長が命ずる職員が行うものとし、当該職員が滞納処分を行うときは、必ず横浜市港湾施設使用料等滞納処分職員証（第25号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（第9条省略）

附 則（令和5年1月25日港湾港第535号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱の規定による様式書類の作成その他の行為は、改正後の要綱の規定による行為とみなす。

（様式第1号から第13号まで省略）

要綱（**現行**）

第8号様式（第2条第1号ク・第3号ウ・第4号イ・第5号イ・第6号ウ）

許可事項等変更申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地  
 申請者 氏名又は名称  
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
 連絡先

年 月 日 第 号で許可（承認）を受けた について、次のとおり許可事項等に変更が生じたので申請します。

変更する許可事項等	変更前の内容
	変更後の内容
変更事由が発生する年月日	年 月 日
変更する理由	

(A4)

要綱（**改正案**）

第8号様式（第2条第1号ク・第3号ウ・第4号イ・第5号イ・第7号エ）

許可事項等変更申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地  
 申請者 氏名又は名称  
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
 連絡先

年 月 日 第 号で許可（承認）を受けた について、次のとおり許可事項等に変更が生じたので申請します。

変更する許可事項等	変更前の内容
	変更後の内容
変更事由が発生する年月日	年 月 日
変更する理由	

(A4)

要綱（現行）

要綱（改正案）

第14号様式（第2条第6号）

旅客人数届出書

年 月 日

（届出先）

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
連絡先

旅客人数について、次のとおり届け出ます。

使用月
年 月

コール サイン	船名	係留岸壁	着岸日時	離岸日時	下船客数	乗船客数
			/ :	/ :	人	人
			/ :	/ :	人	人
			/ :	/ :	人	人
			/ :	/ :	人	人
			/ :	/ :	人	人
			/ :	/ :	人	人
計					人	人

（備考）

- 1 当該月に離岸日が属するものを記載し、翌月の5日までに提出すること。
- 2 乗下船客数は実数ではなく、乗下船し得る人数を記載すること。
- 3 様式については、適宜修正して使用すること。

(A4)

要綱（現行）

第14号様式（第2条第6号ア）

使用料等減免申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地  
 申請者 氏名又は名称  
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
 連絡先

次のとおり使用料等の免除を受けたいので申請します。

使用（占有）する港湾施設の名称	
使用（占有）する面積等の数量	
使用（占有）する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
免除に係る期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
免除を受けようとする理由	

（備考）様式については、適宜修正して使用すること。

(A4)

要綱（改正案）

第15号様式（第2条第7号ア）

使用料等減免申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地  
 申請者 氏名又は名称  
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
 連絡先

次のとおり使用料等の免除を受けたいので申請します。

使用（占有）する港湾施設の名称	
使用（占有）する面積等の数量	
使用（占有）する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
免除に係る期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
免除を受けようとする理由	

（備考）様式については、適宜修正して使用すること。

(A4)

要綱（**現行**）

要綱（**改正案**）

第 15 号様式（第 2 条第 6 号イ）

第 16 号様式（第 2 条第 7 号イ）

入 港 料  
岸壁使用料 減免申請書  
自走式渡船橋使用料

入 港 料  
岸壁使用料 減免申請書  
自走式渡船橋使用料

年 月 日

年 月 日

（申請先）

（申請先）

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
連 絡 先

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
連 絡 先

次のとおり入港料・岸壁使用料・自走式渡船橋使用料の免除を受けたいので申請します。

次のとおり入港料・岸壁使用料・自走式渡船橋使用料の免除を受けたいので申請します。

対 象 船 舶	名称及び信号符字	
	総 ト ン 数	
	停 泊 場 所	
	入 港 日 時	
	入 港 目 的	
	着 岸 日 時	
	運 航 者 名	
納 付 す べ き 金 額	入 港 料	
	岸 壁 使 用 料	
	自 走 式 渡 船 橋 使 用 料	
免 除 を 受 け よ う と す る 金 額	入 港 料	
	岸 壁 使 用 料	
	自 走 式 渡 船 橋 使 用 料	
免 除 を 受 け よ う と す る 理 由		

(A4)

対 象 船 舶	名称及び信号符字	
	総 ト ン 数	
	停 泊 場 所	
	入 港 日 時	
	入 港 目 的	
	着 岸 日 時	
	運 航 者 名	
納 付 す べ き 金 額	入 港 料	
	岸 壁 使 用 料	
	自 走 式 渡 船 橋 使 用 料	
免 除 を 受 け よ う と す る 金 額	入 港 料	
	岸 壁 使 用 料	
	自 走 式 渡 船 橋 使 用 料	
免 除 を 受 け よ う と す る 理 由		

(A4)



要綱（現行）

要綱（改正案）

第17号様式（第2条第7号ウ）

旅客受入設備使用料減免申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地  
 申請者 氏名又は名称  
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
 連絡先

次のとおり旅客受入設備使用料の免除を受けたいので申請します。

旅客船名（コールサイン）	( )
着 離 岸 日 時	( 着岸 ・ 離岸 ) 年 月 日 時 分
免除を受けようとする金額	
免除に係る旅客の数	人
免除を受けようとする理由	

（備考）様式については、適宜修正して使用すること。

(A4)

要綱（現行）

第16号様式（第2条第7号）

使用料等返還申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地  
 申請者 氏名又は名称  
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
 連絡先

使用料等の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

使用（占有）する港湾施設の名称	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還を受けようとする金額	
返還を受けようとする理由	

(A4)

要綱（改正案）

第18号様式（第2条第8号ア）

使用料等返還申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地  
 申請者 氏名又は名称  
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
 連絡先

使用料等の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

使用（占有）する港湾施設の名称	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還を受けようとする金額	
返還を受けようとする理由	

(A4)

要綱（現行）

要綱（改正案）

第19号様式（第2条第8号イ）

旅客受入設備使用料返還申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地  
 申請者 氏名又は名称  
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
 連絡先

次のとおり旅客受入設備使用料の返還を受けたいので申請します。

旅客船名（コールサイン）	( )
着 離 岸 日 時	( 着岸 ・ 離岸 ) 年 月 日 時 分
返還を受けようとする金額	
返還に係る旅客の数	人
返還を受けようとする理由	

（備考）様式については、適宜修正して使用すること。

(A4)

要綱（現行）

要綱（改正案）

第 17 号様式（第 2 条第 8 号）

年 月 日

工事承認申請書

（申請先）

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
連 絡 先

次のとおり工事を行いたいので申請します。

- 1 工事の名称
- 2 工事の施工場所
- 3 工事の概要
- 4 工事の目的
- 5 工事の期間
- 6 添付書類

(A4)

第 20 号様式（第 2 条第 9 号）

年 月 日

工事承認申請書

（申請先）

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
連 絡 先

次のとおり工事を行いたいので申請します。

- 1 工事の名称
- 2 工事の施工場所
- 3 工事の概要
- 4 工事の目的
- 5 工事の期間
- 6 添付書類

(A4)

要綱（現行）

要綱（改正案）

第 18 号様式（第 2 条第 9 号ア）

第 21 号様式（第 2 条第 10 号ア）

貸付料減免申請書

貸付料減免申請書

年 月 日

年 月 日

（申請先）

（申請先）

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
連絡先

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
連絡先

次のとおり貸付けを受けている港湾施設の貸付料の免除を受けたいので申請します。

次のとおり貸付けを受けている港湾施設の貸付料の免除を受けたいので申請します。

港 湾 施 設 の 名 称	
面 積 等 の 数 量	
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
免 除 に 係 る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
免除を受けようとする理由	

港 湾 施 設 の 名 称	
面 積 等 の 数 量	
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
免 除 に 係 る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
免除を受けようとする理由	

（備考）

- 1 免除を受けようとする施設の状態がわかる資料を添付すること。
- 2 様式については、適宜修正して使用すること。

(A4)

（備考）

- 1 免除を受けようとする施設の状態がわかる資料を添付すること。
- 2 様式については、適宜修正して使用すること。

(A4)

要綱（現行）

要綱（改正案）

第 19 号様式（第 2 条第 9 号イ）

第 22 号様式（第 2 条第 10 号イ）

貸付料減免事項変更申請書

貸付料減免事項変更申請書

年 月 日

年 月 日

（申請先）

（申請先）

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
連 絡 先

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
連 絡 先

年 月 日 第 号で通知を受けた事項について、次のとおり変更が生じたので申請します。

年 月 日 第 号で通知を受けた事項について、次のとおり変更が生じたので申請します。

変 更 す る 事 項	変更前の内容
	変更後の内容
変更事由が発生する年月日	年 月 日
変 更 す る 理 由	

変 更 す る 事 項	変更前の内容
	変更後の内容
変更事由が発生する年月日	年 月 日
変 更 す る 理 由	

(A4)

(A4)

要綱（現行）

要綱（改正案）

第20号様式（第4条第1項）

食品等販売届出書

年 月 日

（届出先）

住所又は所在地  
届出者 氏名又は名称  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
連 絡 先

次のとおりふ頭内（港湾環境整備施設内を除く。）において食品等を販売したいので届け出ます。

1 屋号又は商号	
2 販 売 品 目	
3 販 売 時 間	
4 販 売 場 所	
5 販 売 設 備	車の種類・番号 火気使用 有・無 火気種類 灯油・LPG・その他( )

（注意） 食品衛生法に基づく営業許可が必要な業種については許可証の写しを、同法に基づく届出が必要な業種については、届出済みであることが確認できる書類（受付印が押印された届出書の写し（食品衛生申請等システムによる場合は、整理番号、届出内容及び当該届出申請が受付済みであることが印字されたもの）等）を添付してください。

(A4)

第23号様式（第4条第1項）

食品等販売届出書

年 月 日

（届出先）

住所又は所在地  
届出者 氏名又は名称  
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）  
連 絡 先

次のとおりふ頭内（港湾環境整備施設内を除く。）において食品等を販売したいので届け出ます。

1 屋号又は商号	
2 販 売 品 目	
3 販 売 時 間	
4 販 売 場 所	
5 販 売 設 備	車の種類・番号 火気使用 有・無 火気種類 灯油・LPG・その他( )

（注意） 食品衛生法に基づく営業許可が必要な業種については許可証の写しを、同法に基づく届出が必要な業種については、届出済みであることが確認できる書類（受付印が押印された届出書の写し（食品衛生申請等システムによる場合は、整理番号、届出内容及び当該届出申請が受付済みであることが印字されたもの）等）を添付してください。

(A4)

要綱（現行）

要綱（改正案）

第21号様式（第4条第2項）

第 号

食 品 等 販 売 届 出 済 証

住所又は所在地

氏名又は名称

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

1 屋号又は商号	
2 販 売 品 目	
3 販 売 時 間	
4 販 売 場 所	
5 販 売 設 備	車の種類・番号 火気使用 有・無 火気種類 灯油・LPG・その他（ ）
6 食品衛生法等に基づく 営業許可(報告)番号	
7 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

第24号様式（第4条第2項）

第 号

食 品 等 販 売 届 出 済 証

住所又は所在地

氏名又は名称

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

1 屋号又は商号	
2 販 売 品 目	
3 販 売 時 間	
4 販 売 場 所	
5 販 売 設 備	車の種類・番号 火気使用 有・無 火気種類 灯油・LPG・その他（ ）
6 食品衛生法等に基づく 営業許可(報告)番号	
7 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日



要綱（現行）

要綱（改正案）

第22号様式（第8条）

第25号様式（第8条）

（表）

（表）

第 号

横浜市港湾施設使用料等滞納処分職員証

所 属 横浜市港湾局

職 事務職員

氏 名 ( 年 月 日生)

年 月 日

横浜市長 印

(有効期限 年 月 日)

写 真

契

印

第 号

横浜市港湾施設使用料等滞納処分職員証

所 属 横浜市港湾局

職 事務職員

氏 名 ( 年 月 日生)

年 月 日

横浜市長 印

(有効期限 年 月 日)

写 真

契

印

(A7)

(A7)

（裏）

（裏）

1 この証は、港湾施設使用料等の滞納処分を行う場合には、必ず携帯してください。

2 この証は、関係人の請求があった場合には、いつでもこれを提示してください。

3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。

1 この証は、港湾施設使用料等の滞納処分を行う場合には、必ず携帯してください。

2 この証は、関係人の請求があった場合には、いつでもこれを提示してください。

3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。

（備考）

（備考）

- 1 用紙は、厚質白紙を使用すること。
- 2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

- 1 用紙は、厚質白紙を使用すること。
- 2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。